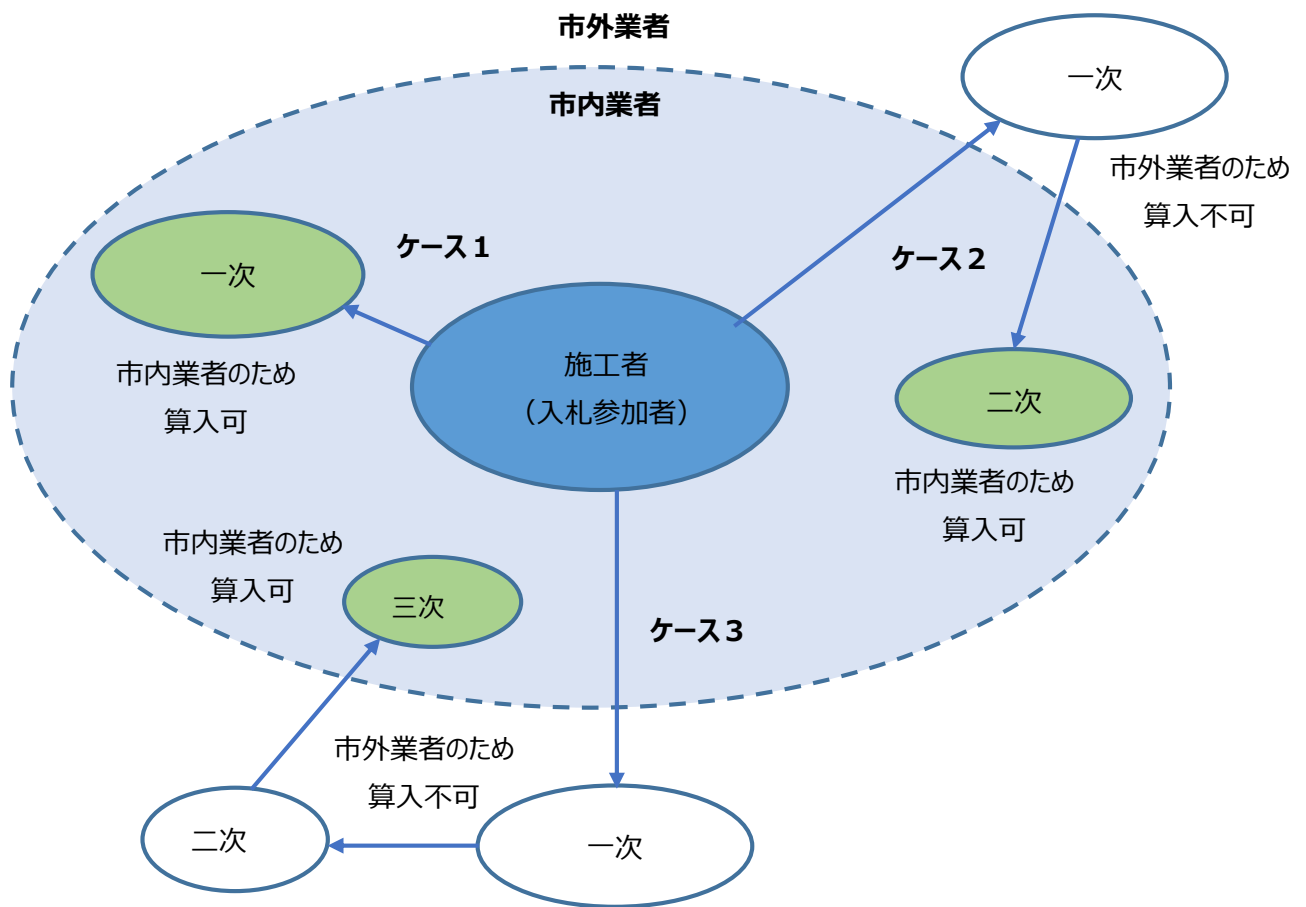


補足事項1 地元活用（市内下請・資材・物品調達）に関すること

【該当箇所】 入札公告（総合評価落札方式・個別事項）11頁
 1-8-2（1）ウ（ア）地元活用（市内下請・資材・物品調達）
 （技術資料様式1-4-①）

【補足内容①】 「工事請負契約額に対する割合」及び「下請負人の市内企業からの選定の有無」の記載について、市内業者であれば一次・二次・三次等の順位は問わず、工事請負契約額に対する割合に算入可能とする。
 ただし、重複の算入は認めない。（次のケースを参照のこと。）



一次、二次以降に関わらず、市内業者のうち下請階層の最上位の契約額のみを算入可能とする。

ケース1

市内業者に直接一次下請として発注→一次下請けのみ算入可

ケース2

一次下請は市外業者だが、二次下請は市内業者に発注→二次下請のみ算入可

ケース3

一次・二次下請とも市外業者だが、三次下請は市内業者に発注→三次下請のみ算入可

【補足内容②】 島田市内企業とは、島田市内に本店を有する企業とするが、必ずしも島田市入札参加資格を有する必要はない。ただし、事業活動の実態があること。

【補足内容③】 「業種名」については、総合建設業、各専門業種、いずれの場合も可とする。

【補足内容④】 工事請負契約額に対する割合が変わらなければ、提案した業種名や材料名等が発注時に異なっても構わない。ただし、提案した工事請負契約額に対する割合については、履行の義務が生じるので留意すること。

補足事項2 資格要件（配置予定技術者）に関すること

【該当箇所】 入札公告（総合評価落札方式・個別事項）3頁
1-5-(1)ア⑥ 配置予定技術者

【補足内容】 監理技術者について、「⑤同種工事の実績」と同等の施工実績を有することとしているが、「同等」とは「同じ」を意味する。よって、新築の場合は300床以上、増改築の場合は床面積21,000㎡以上の工事であること。

補足事項3 留意事項（追加）に関すること

【該当箇所】 入札公告（総合評価落札方式・個別事項）23頁
1-13(13) 追加

【補足内容】 1-13 「留意事項」に次の事項を追加する。
「(13) この公告の各規定を潜脱し、又はこの公告の趣旨に反すると発注者が認める場合には、その提案は評価しない。発注者が悪質と認めるものについては失格とする。」